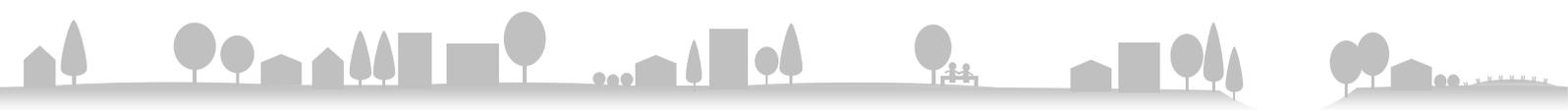




# 資料編

- 1 策定体制と経過
- 2 青梅市緑の基本計画改定（原案）にかかる  
パブリック・コメント実施結果
- 3 用語解説



# 1 策定体制と経過

## 1) 青梅市都市計画マスタープラン等<sup>※</sup>懇談会

区分	氏名	役職等
学識経験者	中井 検裕 (会長)	東京工業大学 教授
	池邊 このみ (副会長)	千葉大学 教授
	十代田 朗	東京工業大学 准教授
	桑田 仁	芝浦工業大学 准教授
各種団体の代表者	星野 勤	青梅商工会議所 専務理事
	青木 広	西東京農業協同組合 代表理事常務
	中島 邦彦	東京都森林組合 理事
	志村 文也	青梅市自治会連合会 会長
市民	橋本 幸雄	青梅市 在住者
	八木 淳子	青梅市 在住者

## 2) 青梅市都市計画マスタープラン等<sup>※</sup>検討委員会

平成 26 年 3 月 25 日現在

区分	役職
委員長	都市整備部長
副委員長	企画部長
〃	環境経済部長
委員	企画政策課長
〃	環境政策課長
〃	商工観光課長
〃	農林課長
〃	建設部管理課長
〃	土木課長
〃	都市計画課長

区分	役職
委員	住宅課長
〃	まちづくり推進課長
〃	公園緑地課長
〃	下水工務課長
臨時委員	防災課長
事務局	都市計画課 計画係長
〃	都市計画課 計画係
オブザーバー	公園緑地課 緑地保全係長
〃	公園緑地課 緑地保全係

## 3) 青梅市都市計画マスタープラン等<sup>※</sup>検討委員会 緑部会

平成 26 年 3 月 25 日現在

区分	役職
部会長	公園緑地課長
部員	企画調整課 企画調整担当主査
〃	農林課 農政係長
〃	農林課 林務係長
〃	都市計画課 計画係長
〃	都市計画課 景観係長
〃	環境政策課 管理係長

区分	役職
部員	公園緑地課 緑化推進係長
〃	公園緑地課 管理係長
〃	防災課 危機管理係長
庶務	公園緑地課 緑地保全係長
〃	公園緑地課 緑地保全係
〃	公園緑地課 緑地保全係

※「等」とは、本計画を指す。

## 4) 策定経過

日 程	内 容
平成 24 年 1 月 26 日	第 1 回青梅市都市計画マスタープラン等検討委員会
5 月 8 日	第 2 回青梅市都市計画マスタープラン等検討委員会
6 月 19 日	第 1 回青梅市都市計画マスタープラン等検討委員会 緑部会
7 月 31 日	第 2 回青梅市都市計画マスタープラン等検討委員会 緑部会
8 月 29 日	第 3 回青梅市都市計画マスタープラン等検討委員会 緑部会
10 月 10 日	第 3 回青梅市都市計画マスタープラン等検討委員会
10 月 22 日	第 1 回青梅市都市計画マスタープラン等懇談会
11 月 2 日	みどりに関する市民意識調査（～11月 19 日）
11 月 8 日	第 4 回青梅市都市計画マスタープラン等検討委員会 緑部会
12 月 20 日	第 5 回青梅市都市計画マスタープラン等検討委員会 緑部会
平成 25 年 1 月 10 日	第 6 回青梅市都市計画マスタープラン等検討委員会 緑部会
1 月 21 日	第 4 回青梅市都市計画マスタープラン等検討委員会
2 月 22 日	第 2 回青梅市都市計画マスタープラン等懇談会
3 月 18 日	第 7 回青梅市都市計画マスタープラン等検討委員会 緑部会
4 月 8 日	第 5 回青梅市都市計画マスタープラン等検討委員会
4 月 30 日	第 3 回青梅市都市計画マスタープラン等懇談会
7 月 2 日	青梅市都市計画マスタープラン等座談会（第 1 回）
7 月 5 日	青梅市都市計画マスタープラン等座談会（第 2 回）
7 月 9 日	青梅市都市計画マスタープラン等座談会（第 3 回）
7 月 13 日	青梅市都市計画マスタープラン等座談会（第 4 回）
9 月 12 日	第 6 回青梅市都市計画マスタープラン等検討委員会
10 月 2 日	第 4 回青梅市都市計画マスタープラン等懇談会
11 月 1 日	パブリック・コメントの実施（～11月 15 日）
平成 26 年 1 月 14 日	第 7 回青梅市都市計画マスタープラン等検討委員会
1 月 27 日	第 5 回青梅市都市計画マスタープラン等懇談会
3 月 25 日	第 6 回青梅市都市計画マスタープラン等懇談会
3 月 25 日	第 8 回青梅市都市計画マスタープラン等検討委員会
3 月 28 日	市長への提言

## 2 青梅市緑の基本計画改定（原案）にかかるパブリック・コメント実施結果

### 1) 実施概要

パブリック・コメントとは、市が政策等（条例や各種の計画等）を策定するときに、その趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行い、提出された意見やそれらに対する市の考え方などを公表するものです。

本計画では、以下のとおりにパブリック・コメントを実施しました。

【実施期間】	平成25年11月1日（金）から11月15日（金）まで
【意見提出者数】	10名

### 2) 本計画に対する意見

意見要旨	市の考え方
<b>第1章 青梅市の緑を取り巻く現況と課題</b>	
公園といっても、運動広場のように更地で木も生えていない場所は緑地とはいえないのではないか。	本計画では、『みどり率』は樹木・草花等のほか、それらを含むオープンスペースと河川等の水面も加えております。この『みどり率』の捉え方は、「緑の東京計画」で東京都が設定している指標です。
公園緑地等の状況について、東部・西部・北部に分けて記載すれば分かりやすいと思う。	公園緑地等の分布図については、あくまで市域全体の概略です。地区ごとの詳細な公園緑地等の配置については、本計画の57～69頁の地区ごとの「緑のまちづくり方針図」に掲載しております。
<b>第2章 緑の将来像</b>	
計画の目標、方針、理念はすばらしい。「緑が十人十色に…」はプロの人が考えたのか。	本計画の目標、方針、理念は、事務局である公園緑地課を中心に、庁内の検討委員会および、市民委員や学識者も入った懇談会において、協議を重ね、決定したものとっております。
基本方針は素晴らしいことが書いてあるが、目標のみどりの確保が、なぜ現状維持なのか。	本計画の32頁で考え方を示す通り、従前の計画で定めた平成22年の目標量を大幅に上回っているため、まずは緑が減少しない目標としました。
みどりの確保の目標は現状維持とあるが、たとえば青梅インター北側地区整備を実行すれば、みどりは減少すると思う。この点、理由を明記すべきである。	開発が進むなどして、緑が減少してしまう場所については、開発等の際に高木植栽等の適正な指導をするなど緑化推進を進めることで緑の持つ機能の充実により現状の質の維持を目指します。個別施策67に示しております。
<b>第3章 計画実現のためにどうするか</b>	
青梅の森は、永山ハイキングコースのように、多くの市内外の人々が訪れ楽しめる所になるよう、早急に整備を望む。	御意見を受けまして、個別施策30は、重点プロジェクトに関する施策、「青梅の森」づくりに印を入れさせていただきます。
永山北部丘陵の保全が決まり、「青梅の森」となった。今、開発道路の延長が進んでいるが、地質が悪く宅地ができない土地に、3m道路は必要なく、ハイキングコースの整備が先だと思う。	

意見要旨	市の考え方
林業の振興について、市内でも公共施設等に多摩産材を大いに利用すべきではないか。	本計画では、具体的な個別施策を総合的に展開する重点プロジェクトとして、「『柚保』で産み出される木材の活用」を掲げ、多摩産材をはじめとした市内で産出される木材の活用を促進します。また、個別施策 29 で示しておりますように、「公共建築物等木材利用推進法」にもとづく市の条例制定を検討しており、公共施設等における多摩産材の利用を積極的に進めてまいります。
これからの公園のあり方について、専門家の意見もきいて合理的に行うべきものと思う。	本計画は、大学教授等の専門家や市民委員で構成した懇談会において協議を重ねて策定しております。
大塚山公園のスロープを花木園のようにして下さい。	具体的な個別施策を総合的に展開する重点プロジェクトとして、「公園などの若返り作戦」を掲げ、計画的に施設改修や樹木の更新を進めてまいります。
霞川の拡幅工事で水辺の持ついこいの親水空間やさまざまな生き物の居場所としての多様性のある空間は完成したのか。さらに自然を豊かにし、かつての春の小川のような、子どもたちの遊ぶ、ふるさとの光景あふれる霞川にしてほしい。多様な生き物と共生する川、四季おりおりに咲く多様な草花や、木の実を見ることのできる川にして下さい。	霞川をはじめとした市街地を流れる河川においては、個別施策 13 および 32 に示しておりますように、河川の自然環境に配慮した整備・改修や親水空間の整備、親水事業の実施を継続して進めてまいります。
親水空間はなるべく「素」のままが良い。コンクリートと柵で囲われた中を水がちよろちよろと流れるだけでは無意味である。	
今寺天皇塚水田周辺の景観に似合わないところがある。大門・今井地区を流れる霞川は、現在改修工事が行われており、兩岸をコンクリートで固められ、田園・里山の風景とマッチングしていない。また遊歩道を兼ねた管理道路もフェンスで囲われ親水性にはほど遠いものである。そこで、計画の第3章「計画実現のためどうするか」、施策系統「水辺環境の保全」(番号 13)や「緑資源の有効活用」(番号 32)などで述べられている対策を強力に推し進めて頂きたい。	
市民の要望である、市道、公道の除草、ガケくずれのある所の修理を早くして下さい。理念のスローガンばかりで実行がともなっていない。	
名木・古木にも寿命がある。次の世代の名木・古木となりうる木の保護・育成も考慮する必要がある。	名木・古木については、個別施策 22 に示しておりますように保全方策を検討することとしております。ご意見を踏まえ、次の世代の名木・古木となりうる樹木にも配慮した保全方策を検討してまいります。
生産緑地の指定期間が過ぎた後の保全策はあるのか。	個別施策 24 に示すとおり保全を推進していきます。生産緑地の指定を解除された土地については、現行制度に基づき、出来る限り保全できるよう検討して参ります。
インター周辺の農地は、守ってほしい。	青梅インターチェンジ南側の地区においては、個別施策 25 に示しておりますように、「青梅市農業振興計画」にもとづき、優良農地の集約化を検討してまいります。また、北側の地区においては、緑の将来像図や今井地区の緑のまちづくり方針図で、「開発の際に計画的に緑を配置していく地域」と位置づけ、個別施策 67 に示しておりますように緑の確保に努めてまいります。
柚るまち青梅について、農地はどんどんなくなり(今寺地区がはげしい)、宅地になっている。圏央道などとり入れたらもっと農地は減ってしまう。どこをどう増やして緑を保存するのか心配である。	

意見要旨	市の考え方
<p>梅林の今後も抜本的な対策をしてほしい。</p> <p>ウメ輪紋ウイルスの感染、伐採により、梅の里が様変わりした。市民、ボランティアなどの協力もえながら、伐採した跡地、公園、街道などに花などを植えて、梅の里の再生・復興に市をあげて取り組むことは大賛成である。</p> <p>青梅の象徴ともいべき梅の伐採は大問題で、その原因はどこにあるのか。</p>	<p>個別施策 28 に示しておりますように、「青梅市梅の里再生計画」にもとづき、梅の里の再生・復興を推進してまいります。</p> <p>なお、梅樹を伐採することになってしまったウメ輪紋ウイルスの被害に対する対策については本計画の 104 頁に示しております。</p>
<p>西部地域は、公園が少なく、ふれあいや憩いの場、また避難所、防災面からも増やすべきと考える。</p>	<p>ご指摘の通り、西部地域は人口の集中している東部地域に比べ、公園緑地等の数が少なくなっています。公園を増やすことは用地確保等の問題から難しくなっておりますが、西部地域には多摩川が流れ、御岳山、高水三山があるなど、緑に恵まれた地域でもあります。それらの緑に身近に親しんでもらうため、本市では、個別施策 30・31 に示しておりますように、山地や多摩川の緑の活用を図ってまいります。公園や運動広場を増やす事で用地確保のために樹林や農地を減らすことは本来の趣旨に反するため、防災面等については、個別施策 27 に示しておりますように、防災協力農地や一時集合場所として民有地の協力を得るなど検討してまいります。</p>
<p>西部地域には児童遊園や運動広場が少ないと思いますので増やすべきだと思う。</p>	
<p>多摩川をいこいの場にするための遊歩道整備地をしてほしい。</p>	<p>個別施策 31 に示しておりますように、多摩川の親水性の向上を図った遊歩道等を充実させてまいります。</p>
<p>青梅の森で倒した木は活用別に切り、「まき」や「すみやき」はボランティアで背負っておろしている。早く「森の会」を立ち上げて下さい。</p>	<p>個別施策 38 で示す通り、「森の会（仮称）」は「青梅の森柚保プロジェクト」として平成 25 年度に設置しております。</p>
<p>農林業ボランティアは良い制度だ。東部のベッドタウン住民を北・西部に呼び込んで市内交流を活性化してほしい。</p>	<p>個別施策 59・60 で示しておりますように、森林ボランティアや援農ボランティア、ボランティアリーダーの育成を進めるとともに、地域間の交流の活性化も図ってまいります。</p>
<p>校庭の芝生化は今後全ての小中学校で行われるのか。イベントの駐車場や地区の運動会で校庭を使えないなど不便な面もある。きれいな芝生でなく、踏まれてもなお使える「雑草化」が良いのではないか。その方が管理も楽である。</p>	<p>個別施策 62 に示しておりますように、小中学校においては、児童・生徒や PTA、自治会等の地域の意向を踏まえながら、順次、校庭の芝生化を推進してまいります。</p>
<p>現在のコミュニティー花壇は、パンジーなどが咲き終わったら、抜いて新しい園芸種を植えるものとなっており、10 万鉢で毎年 1,000 万円近く使ってきたと聞いている。</p> <p>「柚保に培われた緑豊かな」ふるさととして、「郷土種の推奨などによる質の高い緑」を使って、それぞれの地域の人たちがそれぞれのアイデアを持ちより、四季おりおりに咲く地域在来の草花の寄せ植えなどを行うことで、親子がそこで自然のすばらしさ、神秘に目を見張れるような、生き物の居場所＝ビオトープガーデンこそ、今取り組んでいくのがふさわしいのではないか。そこで落葉の堆肥をしたり、小さな水辺を沢から引いてきたりなどと、子どもたちの目がキラキラ輝く本物のコミュニティーにしていけたら良いと思う。</p>	<p>本計画では、基本方針「彩る」に沿って、郷土種にも配慮しつつ、市民の皆様の協力を得ながら公共公益施設や民有地の緑の充実を図ってまいります。</p> <p>その他、個別施策 50 に示す通り、郷土種に配慮した草花の種類を選定して参ります。</p>

意見要旨	市の考え方
公共施設だけでなく、特に青梅駅前のマンションなど、マンション・ビル等大型建物の緑化修景を支援してはどうか。	大規模建築物等の建設をはじめとした開発に際しては、個別施策 67 に示しておりますように、条例にもとづき一定量の緑の確保に努めてまいります。青梅駅前においては、個別施策 63 に示しておりますように駐車場緑化への配慮等を進めてまいります。
<b>第4章 地区ごとの方針</b>	
地区ごとの緑まちづくり方針に関して、大門地区、今井地区の方針は、霞川及びその周辺の緑の向上そして広がりのある緑と水の空間を保ってゆくことが打ち出されている。その施策の一つとして、今寺天皇塚水田周辺の景観保持について取り上げていただきたい。田園の先には奥多摩の峰々が、その奥に関東富士百景のひとつに数えられ世界遺産に登録された富士山が望まれ、目を右に移せば、霞川の流れを従え里山的風景の霞丘陵の緑が目飛び込む雄大な景観を構成していることから、多くのファンが朝な夕なにカメラを向ける。この今寺天皇塚水田地帯周辺の景観については、後世に残すべきものと考えらる。	ご意見を踏まえ、「今寺天皇塚水田」を大門地区の「杣」とし、この杣の魅力を向上させ、活用する取り組みを検討してまいります。
<b>第5章 緑を守る大事な場所</b>	
千ヶ瀬特別緑地保全地区について、根ヶ布長淵線による悪影響はないと言い切れないと思う。もし悪影響がないのなら理由を明記すべきである。	第一号千ヶ瀬特別緑地と根ヶ布長淵線とは重なっていないため、特に影響は無いと考えます。特に明記する予定はございません。
<b>第6章 計画の推進にあたって</b>	
市街地あり、山林あり、田畑あり、青梅は日本の縮図の様なものであるが、それがあまりにも一律的である。市民の要求や苦しみをうけ入れてほしいと思う。	本計画の基本理念の実現に向けて、行政、市民をはじめとしたさまざまな主体がお互いの役割を認識しつつ、市民の皆様の意向を踏まえながら緑による住みよいまちづくりを進めてまいります。貴重な御意見ありがとうございます。
福祉、教育、子育て環境がととのってこそ、青梅に住む人が多く、栄える町になる。	
<b>資料編・参考資料・その他</b>	
アンケートの年代に片寄りがある。60歳以上が約8割となっており、若い世代の意見をくみとっていない。	本計画の改定に向けた基礎資料とするためにアンケート調査を行ったほか、回答いただいた方の年代の偏りを補うため、市民の皆様との意見交換の場として座談会も全4回実施し、さらに今回のパブリック・コメントを通じて、さまざまな世代の方々からの意見をいただいております。
照明の規制や推奨方式の策定など、星の見える空も保護してほしい。	本計画は景観誘導や規制を行うものではないため、ご意見にある照明の規制や推奨方式の策定等は計画に反映できるものではありませんが、今後の行政の取り組みの中で参考とさせていただきます。
この意見書はFAXのない人は市役所5階まで届けるのか。市民の立場に立ち一考を。	意見書の提出方法については、FAXや持参の他にも、郵送やメールでも受け付けております。

### 3 用語解説

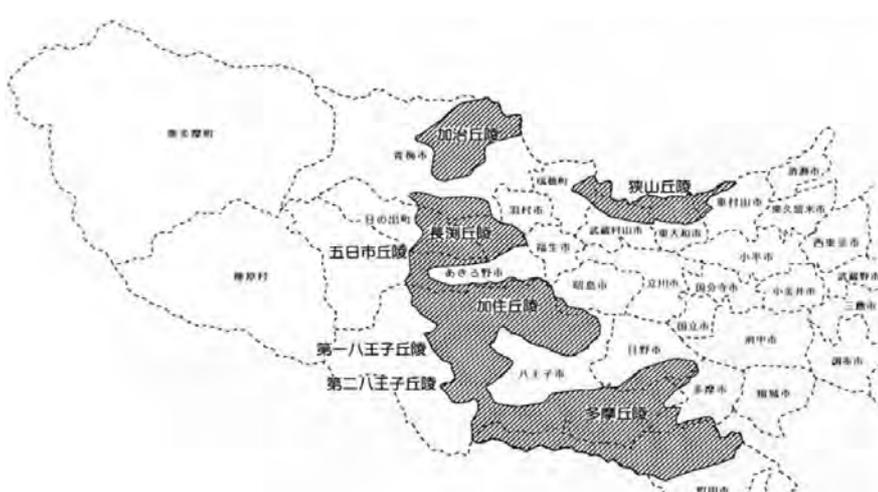
	用語	解説	頁数
数字・アルファベット	2020年の東京	東京都が平成18年に策定した「10年後の東京」の理念、基本的な考え方を継承し、日本の再生と東京のさらなる進化を目指した新たな都市戦略のこと。	5
	NPO	社会に貢献する活動を行う民間非営利団体(Non-Profit Organization)の略称。環境、福祉、まちづくり、国際交流などさまざまな分野で社会貢献活動に取り組んでいる。	51
あ行	逸出植物	外国から園芸や牧草などの目的で運ばれ、野生化(帰化)した植物。	73
	ウメ輪紋ウイルス	モモやスモモなどに感染する植物ウイルス。 平成21年に青梅市ではじめてウメへの感染が確認された。感染すると葉や実に斑紋や輪紋が現れ、商品価値が無くなったり、収穫前に実が落果したりするなどの被害が出る。人には感染しないため、感染した実を食べても健康に影響はない。	16
	枝打ち	樹木の枝を幹から切り落とすこと。 林内の光環境が改善され、樹木の生長を促す効果がある。	72
	青梅駅周辺地区景観形成基本計画	「青梅市の美しい風景を育む条例」において、「歴史的な街なみと一体に景観の形成を図る必要があると認める区域」として指定された「青梅駅周辺景観形成地区」における「里山と川に包まれ歴史が息づき文化の薫る魅力あるまち」を目標とする計画。	53
	青梅業務核都市基本構想	自然環境や伝統文化と調和した持続可能な開発により、付加価値の高い地域独自の産業づくり・就業の場づくりを進めるとともに、水と緑の豊かな自然や、歴史的な観光資源を生かして、文化、観光、福祉・健康等の機能の拡充を図り、業務核都市としての中核性・自立性を高めることを目指した構想。 東京都と青梅市が連携して作成している。	5
	青梅市梅の里再生計画	ウメ輪紋ウイルスにより壊滅的な被害を受けた青梅のウメに関連した農業、観光、商業の再生・復興の道筋を示した計画。	5
	青梅市開発行為等の基準及び手続に関する条例	都市計画法の規定による技術基準を定めるとともに、施設の整備基準および協議等の手続を定めることにより、秩序あるまちの整備と快適な生活環境の保全を図り、もって計画的なまちづくりを推進することを目的とする条例。	54
	青梅市環境基本計画	青梅市の環境に関わる諸政策を総合的かつ計画的に推進していけるように、各主体の環境への関わり方を示した計画。	5
	青梅市公園条例	市立の公園の設置および管理について必要な事項を定め、市立の公園の健全な発達と利用の適正を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする条例。	19
	青梅市森林整備計画	青梅市の地域の実状に応じて、地域住民等との理解と協力を得つつ、都道府県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進するための計画。	5
	青梅市総合長期計画・基本構想	青梅市のあらゆる行政活動の基本となる最上位計画であり、市政運営を自律的かつ継続的に経営的観点を持って推進するための総合指針となる計画。 昭和46年以来、第1次から5次までが策定され、平成25年に第6次が策定されている。	5
	青梅市多摩川沿い地区景観形成基本計画	「青梅市景観まちづくり基本方針」において、「景観形成重点検討地区」として位置付けられた「多摩川沿い地区」における良好な景観形成の指針を示した計画。	5
	青梅市地域防災計画	住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、各関係防災機関が全機能を有効に発揮して、市域の災害予防、災害復旧・復興対策を実施するための計画。	5
	青梅市都市計画マスタープラン	青梅市が定める都市計画を先導する役割をもつ、将来のまちづくりの基本方針。 平成26年に改定計画が策定されている。	5
	青梅市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	土砂等による土地の埋立て、盛土および切土について、必要な規制を行うことにより、生活環境の保全および災害の防止を図り、もって住民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする条例。	39
	青梅市農業振興計画	平成18年から10年間の青梅市の農業振興の目標を示した計画。	5
	青梅市の美しい風景を育む条例	優れた景観づくりを計画的に進め、誇りと愛着の持てる暮らしやすいまちの実現に寄与することを目的とする条例。	41
	運動公園	都市住民全般の運動の利用を目的として設置された公園。	108

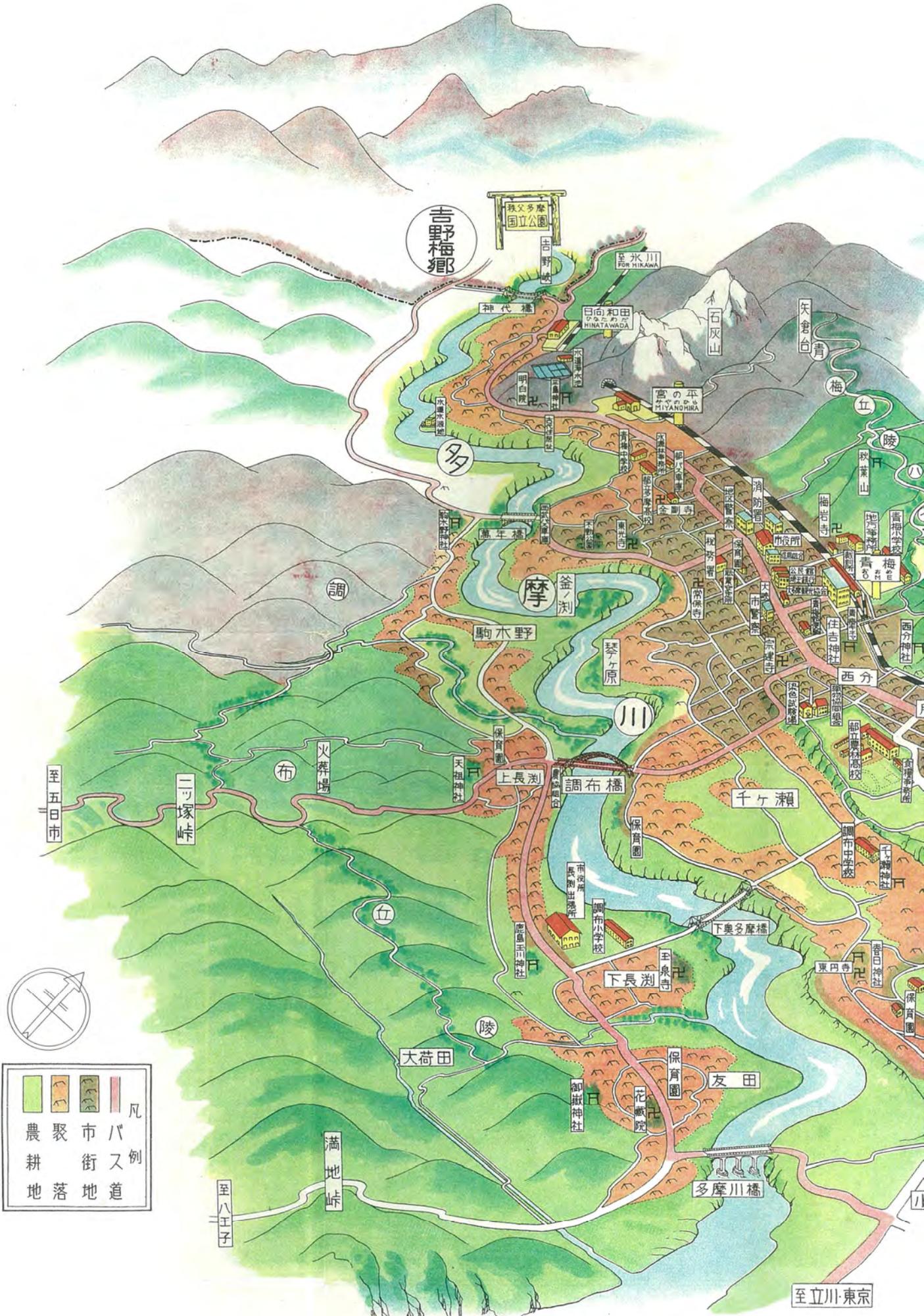
	用語	解説	頁数
あ行	オープンガーデン	個人の庭を一般に開放すること。 訪れた人と季節植物を楽しむなど、植物園とはまた違った楽しみがある。	17
	オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、交通や建物によって占有されていない空地のこと。 人々の休息やレクリエーションの場となるほか、災害時の避難所にもなるため、植物に覆われていれば良いとされる。	6
か行	がいくこうえん 街区公園	街区内に住む人々が日常最も身近に利用する公園。 児童の遊戯や運動、高齢者の運動や休憩に配慮した地域の中心的な施設であり、同時に身近な緑を提供している。	20
	がいせん 崖線	段丘の端に沿って崖地が線状に続いている場所のこと。通称「ハケ」と呼ばれる。 急斜面であるため樹林地が残されていることが多く、崖線の下に湧水が出ることが多い。	6
	開発許可制度	民間の宅地開発を都市計画に沿うように誘導することで、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることにより、安全で良好な宅地環境の整備を図ることを目的とする都市計画法にもとづく制度。	54
	かいぼつ 皆伐	対象となっている区画の樹木を、全て伐採すること。	72
	がいらいしゆ 外来種	他地域から人為的に持ち込まれ動植物の種のこと。対語は郷土種。	48
	か がんだんきゆう 河岸段丘	河岸に沿う階段状の地形。 何段かの平坦な部分と斜面で形成されており、平坦な部分を「段丘面」、斜面を「段丘崖」という。	6
	か き 花卉	鑑賞のために栽培される草花のこと。	16
	か せきねんりよう 化石燃料	動植物の死骸が地中に堆積し、長い年月をかけて変化したもの。 化石燃料を使用すると、二酸化炭素や窒素酸化物などが大気中に排出されるため、さまざまな環境問題を引き起こす要因となっている。	13
	かつめまじようし 勝沼城跡	勝沼城は、鎌倉末期(1300年頃)に豪族三田長綱によって築造され、以後、永禄4(1561)年に三田綱秀が二俣尾に辛垣城を築いて移るまで、二百数十年間、三田氏の居城とされてきたが、永禄6(1563)年の三田氏の滅亡後、滝山城(八王子)の支城となり、北条氏の臣、師岡山城守将景が入城し、城と土地の名を師岡と変えたため、師岡城の別名もある。師岡城は天正18(1590)年、秀吉の小田原攻めの際に落城し、その後、家康が武蔵国を支配するに及んで廃城とされた。	38
	かんしやうりよくち 緩衝緑地	工場地帯や道路などから発生する騒音、振動、悪臭、ばいじん、大気汚染などの公害を防止・緩和・防災するために設置する緑地のこと。	63
	かんぼつ 間伐	樹木の生長に伴い、込み入ってしまった樹林において、樹木の生育を促すために間引く伐採のこと。	15
	きゆうりようち 丘陵地	なだらかな起伏や小山が続く地形のこと。	6
	きやうどう 協働	市民や行政などの立場の異なる複数の主体が、何らかの目的を共有し、それぞれの役割と責任を果たしながら、連携・協力して活動すること。	13
	きやうどしゆ 郷土種	ある地域に本来的に生育する植物種のこと。対語は外来種。	50
	きんりんこうえん 近隣公園	近隣街区に居住する人を利用の対象とした、運動広場を中心としている公園。 幼児から老人までの年齢層が利用できる、動的レクリエーションの施設が配置されている。	20
	ぐんらく 群落	一定の範囲で生育している、異なった種類の植物の集まりのこと。	73
	景観法	景観に関する日本の法律。 平成15年に策定された「美しい国づくり大綱」をうけ、平成16年に景観に関するわが国最初の法律として施行された。景観に関する基本法的部分と良好な景観形成のための具体的な規制や支援を規定する部分からなる。青梅市においては、東京都が景観法にもとづき東京都景観計画を定めている。	93
	公園施設 長寿命化計画	厳しい財政状況の下、公園施設の老朽化の進行に対し、計画的で適切な維持補修・更新を行っていくために地方公共団体等が定める計画。	49
	こうきやうこうえんきせつ 公共公益施設	道路、公園緑地、広場、水道などの地域の骨格となる施設を公共施設といい、学校、病院、商業施設など住民の生活に欠かすことのできないサービスを提供する施設を公益施設という。これらの施設の総称。	6
	こうようじゆ 広葉樹	幅が広い、扁平な葉の樹木のこと。対語は針葉樹。	13
こ せんぼく 枯損木	病気や害虫などが原因で、枯れてしまった樹木のこと。 放置すると道路へ倒れるなどの危険性が高い。	72	

	用語	解説	頁数
さ行	さとやま 里山	市街地や集落地の周辺にあり、人の生活と密接な関わりを持っていた山のこと。かつては薪や炭の供給源となるなどしていたが、化石燃料の普及などにより経済価値が失われたため、放置、宅地化により消滅しつつある。	13
	さんち 山地	「平地」と対になる地形で、大きな起伏や傾斜があり、複数の山からなる広い地域のこと。	6
	しがいかくいき 市街化区域	都市計画法にもとづく都市計画区域のうち、既に市街化を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。	18
	しがいか 市街化 ちようせいくいき 調整区域	都市計画区域のうち市街化を抑制する為に定める区域のこと。無秩序な市街化を防止し、都市の健全計画的な市街化を図る。	19
	しせき 史跡	歴史上の事件に関係のある場所であるなど、古い建物やその遺構のこと。また、文化財保護法において歴史上、学術上価値が高いと認められ、国や地方公共団体が指定した重要な遺跡でもある。	7
	しぜんこうえん 自然公園	すぐれた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場として、その利用増進を目的にして設置された公園。	13
	したくさか 下草刈り	植林後の数年間、苗木の健全な生長のために雑草や低木を刈り取る作業のこと。	72
	じどうゆうえん 児童遊園	児童福祉法にもとづく青梅市児童遊園条例により設置され、児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにする場所を提供する屋外の施設。	19
	しみんのうえん 市民農園	農業者以外の方が、野菜生産やレクリエーションに利用できる農園。自治体・農協・農家・NPO法人などから小さな区画の農地を借りる。	8
	しゃじりん 社寺林	神社や寺に付随し、参道や拝所を囲むように存在している樹林。	8
	じゆうくきかんこうえん 住区基幹公園	居住している人々の日常的な利用を目的とし、主として歩いていける範囲にある公園。街区公園、近隣公園、地区公園がある。	32
	しゆうけい 修景	都市計画などで、自然の美しさを守るために風景を整備すること。	22
	しゆうせいざい 集成材	断面寸法の小さい小角材や板材等を材料として、接着して作られる木質材料。木のよさを活かしつつ、自由な形状や長さに加工可能であるため、家具から大型建築物まで幅広く利用されている。	120
	じゆりんち 樹林地	都市緑地法における「樹林地」とは、当該土地の大部分について樹木が生育している一団の土地であり、竹林も含む。	6
	じゆうさんさよう 蒸散作用	植物が大気中へ水蒸気を放出すること。この際に周囲の気温を下げる効果があるので、ヒートアイランド現象の緩和を期待できる。	7
	しょうしこうれいしやかい 少子高齢社会	総人口に対して65歳以上の老年人口が増大し、老年人口の比率が不変になったとされる社会を高齢社会という。近年では極端な出生率の低下により子供の数が減少しているため、日本は少子高齢社会といわれている。	11
	じょうりよくじゆ 常緑樹	年間を通して葉をつける樹木のこと。常緑樹を街路樹に使用すると、都市景観の創出だけでなく、緑陰による快適な歩行空間の創出や交通安全機能も期待できる。	13
	しよくせい 植生	ある場所に生息している、植物の集団のこと。	48
	しよくりん 植林	木材生産や森林保全のために、木を植えること。地盤を安定させるなど、生態系の保全に効果がある。	15
	しんすい 親水	河川や用水、湧水などの水と触れたり接したりすることで、水に対する親しみを深めること。これまで河川などの水辺においては、「治水」や「利水」のための整備が進められてきたが、親水公園の整備など、人が水に触れられる機能を重視した整備や活動が注目されている。	17
	しんたんりん 薪炭林	薪や木炭の生産が目的で利用されている樹林地。	13
	しんようじゆ 針葉樹	葉が針のように細い樹木のこと。対語は広葉樹。	15
	森林経営計画	森林所有者等が森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的とする計画。5年を1期とする。	41
	すいげん 水源かん養	雨水や河川などの地表の水が地中に浸み込み、地層中に農業用水などが蓄えられること。	12
	せいさんりよくち 生産緑地	生産緑地法の規定によって定められた土地や森林のある地域のことで、農林漁業との調和を図ることを目的として指定されており、計画的、永続的に保全していく地区。	16
	せいし 整枝	樹木の枝を切り、樹形を整える作業のこと。	72

	用語	解説	頁数
さ行	せいいたけい 生態系	ある一定区域に生息する生物群や、それらを取り巻く環境を一つの系としたときに、これを生態系と呼ぶ。生態系の中では生物の食物連鎖により、エネルギーの物質循環が行われており、これと環境のバランスが崩れると生態系の崩壊や絶滅などが引き起こされる。	15
	せいぶつ た ようせい 生物多様性	一般では多様な生物が存在していることをいう。生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上に生息・生育する全ての生物種の多様性とその遺伝子の多様性、さらに地域ごとのさまざまな生態系の多様性を意味する。	5
	生物多様性地域 連携促進法	平成22年に制定され、平成23年に施行された「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」のこと。地域における生物多様性の保全の必要性にかんがみ、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的としている。	6
	せんざい し ぜんしよくせい 潜在自然植生	ある土地の植生が代償植生だった場合、その植生への人間による干渉を完全に止めたと仮定したときに最終的に形成される植生のこと。	73
	せんじょうち 扇状地	河川が、山地から平野や盆地に移る際に作られる地形のこと。山側を頂点とし、扇状に土砂が堆積することからこのように呼ばれる。端部では湧水が湧くほか、地盤が良く古くから集落が発達している。	11
	ぞうき ばやし 雑木林	種々雑多な樹木の生える森林。多様な生物の生息地であり、食用や薬として使用される植物も生育している場合が多い。	60
	そうごうこうえん 総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動などの総合的な利用を目的とした公園。	108
	ソフト	人の意識に働きかけることに考慮した点のこと。対して人の造った物のことを「ハード」という。	6
た行	だいいしよくせい 代償植生	伐採、植林などの人間の活動によって、その土地本来の植生に代わって生じた植生のこと。なお、対して人間の影響を受けずに生じた植生を、自然植生という。	73
	第二次青梅市 地球温暖化 対策実行計画	市の組織および施設における全ての事務・事業から発生する温室効果ガスの排出を抑制するため、率先して地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした計画。	5
	多摩川上流圏域 河川整備計画	「洪水に対する安全を確保しつつ、豊かな自然環境が保全された、人々の憩いの場・癒しの場となる川」を目指して東京都が策定した計画。東京都が管理する多摩川上流（本市万年橋上流～東京都・山梨県境）と鳶巣川、大荷田川等を加えた各河川を対象としている。	40
	多摩川水系河川 整備計画	「多摩川らしく美しい心安らかな水系の実現」に向けて、沿川の人々や市町村、学識経験者等の協働により作成された計画。本市においては万年橋下流を対象としている。	40
	多摩地域森林 計画	森林の整備および保全の目標、森林の整備に関する事項、保安施設の整備や森林の保護に関する事項等を示す東京都が策定した計画。なお、市町村森林整備計画は、市町村の自然的・社会的条件等を勘案しつつ、この計画で定める基本的考え方等を規範として策定することとしている。	41
	地域の自主性 および自立性を 高めるための 改革の推進を 図るための関係 法律の整備に 関する法律	略称、第2次一括法のこと。地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限を市町村に移譲するとともに、地方公共団体に対する義務付けの見直しや条例制定権の拡大を行うため関係法律の整備に関する法律。	6
	地区計画	一定の地区内で、よりよいまちをつくっていくため、地区の特性にふさわしいきめ細かなルールを定め、良好な環境を整備、保全するために定められた計画。都市計画法にもとづくまちづくりの手法のひとつ。	54
	ちくこうえん 地区公園	徒歩圏内にある運動や休養などのレクリエーションのために設置された、近隣公園より広い公園。	20
	鳥獣による農林 水産業等に係る 被害の防止のた めの特別措置に 関する法律	農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めることにより、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする法律。	42
	東京グリーン シップ・ アクション	平成15年度から東京都が行っている、自然環境活動。都内の48地域の保全地域のうち、いくつかの地域でNPOや企業などが連携して取り組みを行い、これら地域を企業の社会貢献活動の場として活用している。	78

	用語	解説	頁数
た行	東京における自然の保護と回復に関する条例 (東京都の自然保護条例)	市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを楽しみ、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とした東京都の条例。本計画では、「東京都の自然保護条例」と示している。	38
	特殊公園	風致公園や動植物公園、墓園などの公園。 社会教育機関として位置付けられているなど、文化遺産の保護を目的としているなど、特別な位置付けがされている。	108
	都市基幹公園	都市住民全般の利用に供することを目的として設置する公園。 総合公園、運動公園がある。	32
	都市計画	都市計画法では「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」と定義されている。 都市を構築、改善するために都市を構成する配置や形態を計画・コントロールするためのもの。	5
	都市計画公園・緑地の整備方針	緑やオープンスペースの保全・創出にかかる他の施策と一体となって、東京都内の都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発言に向けた取り組みの方針。 東京都と区市町（23区、26市及び2町）が共同で策定し、平成23年に改正されている。	5
	都市公園	都市住民のレクリエーション空間、都市環境の改善、防災性の向上、生物多様性の確保や豊かな地域づくりのための交流空間などの多様な機能を有する都市の根幹となる施設。	6
	都市緑地法	都市の緑地を保全するとともに、緑化や公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律。 緑の基本計画や特別緑地保全地区の指定、緑地協定などについて規定している。	5
は行	バイオマス	特定の地域に生息する生物の量を、物質の量として表現したものであり、エネルギーとして使用される動植物のこと。 伐採後に残る廃材や家畜の排泄物などがある。	15
	バリアフリー	道路や建築物の入り口の段差などの物理的な障壁を除去し、生活しやすくすること。	49
	ヒートアイランド現象	地表面の舗装化や冷暖房等の人口排熱の増加などにより、都市部の気温が郊外に比べて異常な高温になる現象。 これにより平均気温の上昇や熱帯夜の増加、局地的な集中豪雨の発生などの影響が出る。都市の気温について等温線を描くと、都市の中心部ほど周辺部に比べて気温が高くなり、これが島のような形をしていることからヒートアイランド（熱の島）と呼ばれるようになった。	7
	広場公園	都市の景観の向上や周辺施設の利用者の休息の場としての利用を目的とし、市街地の駅周辺に設置された公園。	108
	風致地区	「風致」とは、風景がもつおもむきやあじわいのこと。 都市の自然的な美しさを維持保存するために指定された地区。	13
	保安林	水源かん養や土砂災害の防止など、公益目的を達成するために伐採や開発に制限を加えられた森林。	32
ま行	緑確保の総合的な方針	減少傾向にある既存の緑を守り、緑のまちづくりを推進するため、10年間で確保する緑やまちづくりの中で取り組む緑化施策等を示した方針。 東京都と区市町村（23区、26市、3町および1村）が合同で平成22年に策定している。	5
	緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～	生物多様性の危機を背景に、緑施策のこれまでの取り組みと、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性を取りまとめた戦略。	5
	みどりの新戦略ガイドライン	公共とともに、民間事業者、都民が、それぞれの立場から緑づくりに積極的に参画、協力していくための指針。	5

	用語	解説	頁数	
ま行	みどりのフィンガープラン	<p>開発が急速に進められていた平成元年当時、都内の丘陵地の自然環境の保全と活用を図り、秩序ある開発が行われるようにするため、緑地確保の配慮事項やレクリエーション的活用方策、適正な土地利用誘導などを示した東京都のプラン。</p> <p>都内の丘陵地が、本市の関東山地から武蔵野台地に向かって指状に突き出たようにみえることからこの名称となっており、下図の加治丘陵には、永山・霞・小曾木丘陵を含む。</p> <p>なお、「緑確保の総合的な方針」では、対象とする丘陵地に位置づけられ、「東京都景観計画」では、多摩地域を象徴する景観として「丘陵地景観基本軸」に位置づけられている。</p>  <p style="text-align: center;">みどりのフィンガープラン対象区域</p>	32	
	みんゆうち 民有地	一般の人が所有している土地。私有地。	6	
	みんゆうりん 民有林	国が所有している「国有林」以外の森林のこと。つまり、都道府県や市町村の所有する「公有林」と個人や企業が所有する「私有林」を合わせた森林のこと。日本の森林の約3分の2を占めている。	32	
	ゆうすい 湧水	地下水が崖下や窪地等から自然に地表に出てきたもの。「湧き水」や「泉」などともいう。古くから飲料、洗濯、農業などに利用されてきたが、近年は都市化の影響により水量が減少したり、枯渇したりする傾向にある。	14	
	らくようこうようじゆりん 落葉広葉樹林	生育に不適な季節になると葉を落とす広葉樹の林。落葉樹は夏には緑陰をつくり、冬には落葉して日なたを提供するほか、秋には紅葉して景観を演出する。	7	
	ランドマーク	都市のイメージを構成する目印。	8	
	りよつか 緑化	その場に植物が生長することを目的として、草や木を植えること。植物が生育することによって、何かしらの効果を期待して行われる。	5	
	りよくち 緑地	農地や公園のように「植物に被われた土地」。しかし、実際は裸の地面や水面をいうことも多いため、オープンスペースとほぼ同じ意味として扱われる。	5	
	や行	やまきりん 屋敷林	暴風や防雪などの目的で家の敷地に設置された林。	13
		やつ 谷津	丘陵地が浸食されて形成された谷状の地形のこと。谷、谷戸、谷地などとも呼ばれる。	74
ユニバーサルデザイン		文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の有無などにかかわらずに利用することができる施設・製品・情報のデザインのこと。 この言葉については、1980年代にアメリカのロナルド・メイス氏によって、「公平性」、「自由度」、「単純性」、「わかりやすさ」、「安全性」、「省体力」、「スペースの確保」の7つの原則が提唱されている。	11	
ら行	レクリエーション	娯楽や余暇活動のこと。	8	



吉野梅郷

秩父多摩国立公園

至水川 FOR HIKAWA

神代橋

日向和田 HIKATAWADA

石灰山

矢倉台

多

宮の平 MIYANOHIRA

梅立

秋葉山

調

摩

川

駒木野

琴ヶ原

梅吉

青巻

任古神社

西分

布

上長湫

調布橋

千ヶ瀬

至五日市

二ツ塚峠

天祖神社

保良園

調布中学校

下奥多摩橋

立

下長湫

玉泉寺

東門寺

春日神社

保良園

大荷田

友田

御嶽神社

花蔵院

多摩川橋

満地峠

至八王子

至立川・東京



	農	凡
	聚	市
	耕	街
	地	落
	地	道

この絵は、昭和二十六年当時の青梅の眺めを描いたものです。

当時の市街地は青梅駅周辺に限られ、山地・丘陵地の緑を中心に、東部には農耕地が広がっていました。

現在、西部の梅郷・沢井地区、北部の小會木・成木地区など、山林を中心とした緑は豊富にありますが、質の低下が懸念されています。

緑が豊富にあったことを示すこの絵を通じて、緑の価値を認識するきっかけになればと思っています。



青梅市役所

山崎典重  
1951-8-1

至立川・東京  
FOR TACHIKAWA, TOKYO

至東京

至東京